平成２５年（フ）第７９７１号
千葉県袖ケ浦市横田2621
債務者　宿出　裕一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　　渡
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９８４号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20―21―401
債務者　河野　　瞳（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八下田　学
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０１９号
千葉県千葉市中央区若草１丁目３－１―1204
債務者　相澤喜代志
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　　良
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０２２号
東京都清瀬市松山３丁目６－７　メゾン松山103号
債務者　佐藤　和宏
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘田　　歩
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０７４号
東京都大田区南蒲田１丁目１―19―206
債務者　菊池ゆかり
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　慎也
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９２号
新潟市秋葉区金津480番地
債務者　目黒　敏雄
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　破産債権の届出期間　平成25年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６０号
広島県廿日市市住吉１丁目14番４―102号
債務者　木原　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西丸　洋平
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1721番地６
債務者　大矢　雄二
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江島　　寛
4　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８８号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1721番地６
債務者　大矢香代子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江島　　寛
4　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８号
宮城県登米市豊里町上谷地15番地47
債務者　佐藤　　歩
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第３５８号
埼玉県川越市大字今福2741番地37
債務者　吉原　蘭子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７４６号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ671
債務者　栗栖　　哲
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　悠太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１４８号
大阪府池田市神田２丁目１番34―205号
債務者　白石　　務
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６２号
大阪府松原市天美東２丁目136番地の３1213号
債務者　森　　弘
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６９号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字前畑25番地
債務者　鈴木　哲史
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大脇　美保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係